

令和5年松前町告示第5号

令和4年度松前町エネルギー価格等高騰対策医療・福祉施設等応援金給付要綱を次のように公表する。

令和5年1月16日

松前町長 岡 本 靖

令和4年度松前町エネルギー価格等高騰対策医療・福祉施設等応援金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー価格及び食料品価格の高騰により運営費が増加している医療機関、福祉施設等に対し、町が予算の範囲内で令和4年度松前町エネルギー価格等高騰対策医療・福祉施設等応援金（以下「応援金」という。）を給付することにより、事業運営への影響を緩和し、これらの施設の安定した運営の確保を図ることを目的とする。

(給付対象者)

第2条 応援金の給付対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、別表種別の欄に掲げる医療機関、福祉施設等（以下「医療・福祉施設等」という。）の設置者であって、愛媛県医療・福祉版応援金支給要綱（令和4年9月16日施行）に基づく医療・福祉版応援金（以下「県応援金」という。）の支給決定を受け、かつ、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 町税を滞納していないこと。
- (2) 前号に掲げる要件を満たす者のほか、応援金の目的に照らして適当でないと認められる者でないこと。

(応援金の額)

第3条 応援金の額は、給付対象者が設置する医療・福祉施設等の令和4年4月から同年8月までの間の運営に要する経費（光熱水費、燃料費、食材費、資材費及び消耗品費に限る。以下「事業運営費」という。）の合計額が令和3年の同時期の事業運営費の合計額（同年4月2日以降に当該医療・福祉施設等の運営を開始した者にあつては、運営開始日が属する月（運営開始日が同年4月2日から同月30日までの間である場合にあつては、同年5月）から令和4年3月までの事業運営費の1月当たりの平均額に5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))を上回った場合のその差額に3分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）と別表種別の欄に掲げる施設ごとの同表施設・サービス区分の欄に掲げる施設・サービスの区分に応じそれぞれ同表の基準額の欄に定める額のいずれか少ない額から当該医療・福祉施設等に係る県応援金の額を差し引いて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(応援金の申請)

第4条 応援金の給付を受けようとする者は、別表種別の欄に掲げる施設ごとに、エネルギー価格等高騰対策医療・福祉施設等応援金給付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和5年3月20日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 県応援金の申請書及び支給決定通知書の写し

(2) 町税の納税状況確認同意書（様式第2号）

（給付決定）

第5条 町長は、前条の規定により申請書兼請求書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは応援金の給付を決定しエネルギー価格等高騰対策医療・福祉施設等応援金給付決定通知書（様式第3号）により、不適当と認めるときはその旨を書面により申請者に通知するものとする。

2 前項の給付決定通知は、当該応援金に係る口座振替通知書の送付をもって代えることができる。

（応援金の給付）

第6条 町長は、前条第1項の規定により応援金の給付を決定した申請者（以下「受給者」という。）に対し、決定後速やかに応援金を給付するものとする。

2 応援金の給付は、受給者が指定する金融機関等の口座に振り込むことにより行うものとする。

（給付決定の取消し等）

第7条 町長は、受給者が次のいずれかに該当すると認めるときは、応援金の給付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に応援金を給付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) この要綱の規定に違反していることが明らかになったとき。

(2) 虚偽の申請により応援金の給付を受けたとき。

(3) その他町長が応援金の給付決定の取消しの必要を認めるとき。

（検査等）

第8条 町長は、応援金の給付に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることがある。

（書類の保管）

第9条 受給者は、応援金に係る関係書類を整理し、令和5年4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、応援金の給付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年1月16日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条の規定については同年5月31日まで、第7条から第9条までの規定については同条に規定する期間を満了する日まで、なおその効力を有する。

別表（第2条—第4条関係）

種別	施設・サービス区分	基準額
医療機関（保険医療機関に限る。）	病院	160万円に病床数1床につき2万円を加算した額
	有床診療所	160万円
	無床診療所	54万円
薬局（保険薬局に限る。）		6万円
訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者に限る。）		18万円
施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師が開設している施術所（出張専門を含む。）及び柔道整復師が開設している施術所に限る。）		6万円
児童福祉施設等（居宅訪問型保育事業を除く。）	保育所、認定こども園又は認可外保育施設	26万円
	里親（委託を受けている世帯に限る。）	12万円
障がい福祉施設・事業所等	共同生活援助	48万円
	生活介護、自立訓練、就労継続支援、児童発達支援又は放課後等デイサービス	26万円
	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援又は障害児相談支援	12万円
高齢者福祉施設・事業所等	介護老人福祉施設、介護老人保健施設 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む。）、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む。）、短期入所生活介護（介護予防を含む。）、短期入所療養介護（介護予防を含む。）、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	48万円
	通所介護（第一号通所事業を含む。）、地域密着型通所介護（第一号通所事業を含む。）、通所リハビリテーション（介護予防	26万円

	を含む。)又は小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む。)	
	介護予防支援、居宅介護支援、訪問介護(第一号訪問事業を含む。)、訪問看護(介護予防を含む。)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、福祉用具貸与(介護予防を含む。) 又は特定福祉用具販売(介護予防を含む。)	12万円

注 この表において使用する用語は、健康保険法(大正11年法律第70号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)、医療法(昭和23年法律第205号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、柔道整復師法(昭和45年法律第19号)、介護保険法(平成9年法律第123号)、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)において使用する用語の例による。

様式第1号（第4条関係）

エネルギー価格等高騰対策医療・福祉施設等応援金給付申請書兼請求書  
(種別： )

年 月 日

松前町長 様

申請者 住所  
法人名 印  
代表者氏名  
電話番号

エネルギー価格等高騰対策医療・福祉施設等応援金の給付を受けたいので、次のとおり  
応援金の給付を申請します。

なお、応援金の給付申請に当たり、次のことを誓約します。

- ・ 申請に対する虚偽が発覚した場合は、町の指示に従い、応援金を返還します。

- 1 愛媛県医療・福祉版応援金支給決定通知番号 第 号
- 2 松前町エネルギー価格等高騰対策医療・福祉施設等応援金

給付申請額（申請額を合計した額） 金 円

内訳

施設・サービス区分	施設又はサービス名	申請額
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
合計		円

※1 この申請書兼請求書は、別表種別の欄に掲げる施設ごとに作成してください。

※2 この申請書は、町において給付決定をした後は、応援金の請求書として取り扱います。

様式第2号（第4条関係）

町税の納税状況確認同意書

私は、エネルギー価格等高騰対策医療・福祉施設等応援金の給付を申請するに当たり、  
税務課が保有する町税の納付状況（滞納の有無）について、子育て・健康課、福祉課又は保  
険課において確認を行うことに同意します。

年 月 日

松前町長 様

法人の所在地

（個人の場合は、個人の住所）

法人名

代表者職・氏名

※ 申請書が法人の場合にあっては、法人の代表者印を  
押印してください。

様式第3号（第5条関係）

松前町指令 第 号

住所

あて先

年 月 日付けで給付申請のあったエネルギー価格等高騰対策医療・福祉施設等  
応援金の給付については、令和4年度エネルギー価格等高騰対策医療・福祉施設等応援金  
給付要綱第5条第1項の規定により次のとおり給付を決定したので通知する。

年 月 日

松前町長

印

給付決定額 金 円

内訳

施設・サービス区分	施設又はサービス名	給付決定額
		円
		円
		円
		円
		円